

池田町 3 月議会 (2017 年 3 月 15 日)

服部久子議員の質問 (一般質問)

<http://www.ustream.tv/recorded/100999008>

服部議員(00.52.18)

町の公民館使用取り消し問題については前回の回答の疑問点を質したい。

安倍内閣になり憲法改正を柱に右傾化傾向が強まっている。昨年 3 月に総務大臣の高市早苗氏が「政治的公平性が順守されていないと判断するテレビ番組について電波停止もありうる」と発言した。その流れが一部のマスコミの萎縮現象になって現在もつづいている。

また、一部の人を差別するヘイトスピーチや、最近では森友学園理事長の中国人や韓国人を差別する教育方針の発言など、閉鎖的な言葉を耳にすることが増えた。また、政府は、過去 3 回も廃案になった共謀罪法案を提出しようとしている。国民の内心の自由が侵されかねない法案だ。このような流れを見過ごさず、小さいうちに芽を摘むことが大事だと思う。

町の公民館 (使用許可) 取り消し問題も例外ではないと考える。今回の公民館の使用 (許可) 取り消し問題は、一部の町民だけの問題ではなく、町民全体の言論、集会の自由に関わり、公民館の開設された基本理念に反することと考える。大事な点は、戦前のような閉鎖的な社会に戻さないという思いを町と一致できるようにしたい。

一点お聞きしたい。前回の質問の回答で「申請時に内容をよくお聞きし」といたしました。が、憲法違反の事前検閲にあたります。憲法 21 条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲はこれをしてはならない」とある。公民館は、住民の自由な活動、学習などを保障することが義務づけられている。これをどう考えるか。

藤沢教育課長

ただいまの公民館の申請の部分についてのご質問についてお答えさせていただきます。

池田町の公民館におきましても、公民館の目的につきましても、ただいま議員からご説明いただいたとおり、そのような形のなかで、念頭におきまして運営をしているところでございます。町の公共施設でありますので、使用者・使用内容を確認したうえで貸し出しをすることは当然のこととあります。またそれにとまなう問題はいままでございませんでしたので、お願いいたします。

服部議員 (00.55.22)

町がいままでのように当然だというのは耳を疑うが、社会教育法第 23 条の 1 項にこの取り消し問題は抵触する (と回答した) と思う。この 23 条は、公民館の運営方針を示したもので、公民館が一部の政党に偏った使用をしてはならないという規定で、使用者に対してではない。昨年 7 月に文部科学省が社会教育法第 23 条の規定について通達を出しています。

それには「公民館を政党や候補者等に利用させることを一般的に禁止するものではない。事業などの目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものでない限り、差し支えない」としている。公民館は使用者が自由に政党、政治、政策の話をするのを制限するものではないとなっている。これからの公民館の使用についてどう考えるか。

藤沢教育課長 (00.56.30)

社会教育法第 23 条 1 項についてでございますが、ご指摘の通り公民館の運営方針を規定しております。また第 22 条では、公民館が行う事業を示しております。その中で公民館の貸し出し事業が定義されております。従いまして、貸し出し事業につきましても、運営方針に沿って行われなくてはならないものと考えておりますので、お願いいたします。

服部議員

今度の予算特別委員会で公民館主事と言うことをお聞きしたところ、資格を持った職員はいるが現在公民館主事としては置かれていないということだった。これから新しい交流センターも出来るので、公民館主事を置いて専門的な知識を持った方がいて、住民の幅広い活動を支援していく（必要がある）。社会教育の質を高めていくためにも、是非専門的な知識を持った社会教育主事を置いて欲しい。

平林教育長

当然、主事がいることは大切なことと考えている。いま苦しい中で兼務ということも考えているが、最終的には主事がいるということが理想なので、それにむけていくということで回答させていただきたい。

服部議員 (00.58.24)

さっき、公民館を借りるときに、申請時に「内容をよくお聞きするのは当然である」との回答だったが、これはいままで無かったことだ。いままで借りたいという場合に（申請書に）日時や団体名を書いて申請すれば即あれ（許可）だった。自民、公明、社民などは全部いままで池田町公民館や公的な施設を利用して講演会や集会をしてきたと思う。

今回、町民の会や 9 条の会が合同の実行委員会をつくって実施したにもかかわらず、内容が偏っているということで申請を取り下げられたということは、これは国民の内心の自由が侵されている、いまの社会の気分や流れを反映していることになると思うが、これからも内容をしっかり聞いてそれから申請を受け付けるのか。

藤沢教育課長 (00.59.50)

いままで使用内容は申込書に記載していただいております。何をされるのかについては記載していただいておりますので、それをもって確認をしている。とくに他の政党につい

てと質問があったが、これも同様。中立性という形のなかで、そういう部分につきまして、基本的には使っていただきたいというスタンスでいるわけですが、公民館の使用禁止事項等に触れないという確認をしていかないと、あとあとになって取り消しということになってしまいます。

今回につきましても、今後、実行委員会として今回のような集いを実施するということが当初に言っていたのであれば、いまそれにそって進めているというお話をいただければ、それにそって、支援する形で実現になったのではないかなと考えております。

服部議員

当然、共産党が借りる場合、自民党が借りる場合、集会の内容は中立と言うことはない。それは大変難しいことだ。公民館は借りる人を偏った政党に貸さない、それが仕事だ。その内容は借りた人の自由だ。そこで暴力を振るうとか危害を加えたりものを壊したりという危険があれば、公民館が止めるのはあたりまえだ。そうではなく、そこで話あうことは中立と（公民館が）うたっても政党が集会をやる場合は中立じゃありえない。

平林教育長

私たちは公民館は基本的には誰にでも使って欲しい。これが一番の前提です。性善説とっていいか分からないが、基本は来た方の申請通り信じる。その中に書かれたことで集会に入って検閲などは全くしない。仮に中に入っていた方からおかしいよとなってはじめて動きがでるわけで、申請時に普通に書いていただければ（いいわけです）。

いま私たちは23条の中で営業、政治政党、宗教の関係これだけは一応お聞きします。文化的なみなさんについては関係なければいままで通りずっと入っていただけます。

確認の意味で、私たちは23条についてはチェックさせていただきますので、聞きます。

内容につきましても、最初にもどるが、チラシを見たときに相手を否定するような言葉があったときにはどうか。自分たちの党のことを語る、それをみんなで共有する、これについては私たちは全く問題ないと思います。

今回の問題も入り口で、チラシの問題で最後まで（行かず）途中で終わってしまったことが残念で、内容的にお聞きして間違っていなければ公民館を借りていただけることだと思います。途中で話合いが終わってしまったことが一番いけなかった点だと思います。私たちも反省することがありますので、公民館はあくまで開かれた館であり、政治のことも大いに語っていただきたいことが私たちの前提でありますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思います。

甕町長

私もその通りと考えます。現在池田町の公民館、その他の施設につきましても、全く閉鎖的という認識はもっておりません。大いに使っていただくことが本義です。それに基づ

きまして貸し出しをすることを考えています。

今回の問題については、そのいきさつの食い違いや誤解、いろんな部分で調整ができなかった、時間的な部分も十分あるので、そこからの行き違いということで結果的にご迷惑をおかけした部分があった。今後についてはこのようなことがないように事前にお互いに話し合っていくことが大事ではないかと思います。(01.05.57)